

● 規程改正の概要

要 旨	山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程」の一部改正を行う。																											
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程の一部改正 (規程第8号)</p> <p>1 規程改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年11月、国家公務員退職手当法の一部が改正され、退職手当の調整額が改定されることとなった(平成27年4月1日施行)。 ○ 県においても、平成26年12月議会において、退職手当条例の改正案を上程する予定。 ○ 当機構においても、これまでも県職員に準じて退職手当制度の見直しを行ってきた。 ○ このため、当機構においても県の改正内容に準拠して、職員退職手当規程の一部を改正する必要がある。 <p>2 規程改正の内容</p> <p>県職員に準じて、調整額を次のとおり引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="379 1059 1398 1503"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号区分(事務職9級・部長)</td> <td>50,000</td> <td>65,000</td> </tr> <tr> <td>第2号区分(事務職8級・部次長)</td> <td>45,850</td> <td>59,550</td> </tr> <tr> <td>第3号区分(事務職7級・課長)</td> <td>41,700</td> <td>54,150</td> </tr> <tr> <td>第4号区分(事務職6級・課長)</td> <td>33,350</td> <td>43,350</td> </tr> <tr> <td>第5号区分(事務職5級・課長補佐)</td> <td>25,000</td> <td>32,500</td> </tr> <tr> <td>第6号区分(事務職4級・副主査・主査)</td> <td>20,850</td> <td>27,100</td> </tr> <tr> <td>第7号区分(事務職3級・主任)</td> <td>16,700</td> <td>21,700</td> </tr> <tr> <td>第8号区分(事務職1～2級・主事)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内は退職時の級・主な職名</p> <p>※ 調整額：退職前5年分の職責(級)に応じた勤務1月当たりの加算額</p> <p>※ これまで、第7号区分は勤続期間24年以下の退職者には支給しないこととしていたが、他の区分と同様、支給の対象とする。</p>	区 分	現 行	改正後	第1号区分(事務職9級・部長)	50,000	65,000	第2号区分(事務職8級・部次長)	45,850	59,550	第3号区分(事務職7級・課長)	41,700	54,150	第4号区分(事務職6級・課長)	33,350	43,350	第5号区分(事務職5級・課長補佐)	25,000	32,500	第6号区分(事務職4級・副主査・主査)	20,850	27,100	第7号区分(事務職3級・主任)	16,700	21,700	第8号区分(事務職1～2級・主事)	0	0
区 分	現 行	改正後																										
第1号区分(事務職9級・部長)	50,000	65,000																										
第2号区分(事務職8級・部次長)	45,850	59,550																										
第3号区分(事務職7級・課長)	41,700	54,150																										
第4号区分(事務職6級・課長)	33,350	43,350																										
第5号区分(事務職5級・課長補佐)	25,000	32,500																										
第6号区分(事務職4級・副主査・主査)	20,850	27,100																										
第7号区分(事務職3級・主任)	16,700	21,700																										
第8号区分(事務職1～2級・主事)	0	0																										
施行期日	平成27年4月1日																											

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程 新旧対照表

新	旧
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第12条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第7条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地公法第27条第2項又は第28条第2項の規定による休職(業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条第1項の規定による停職その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち次項に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>一 第1号区分 <u>65,000 円</u></p> <p>二 第2号区分 <u>59,550 円</u></p> <p>三 第3号区分 <u>54,150 円</u></p> <p>四 第4号区分 <u>43,350 円</u></p> <p>五 第5号区分 <u>32,500 円</u></p> <p>六 第6号区分 <u>27,100 円</u></p> <p>七 第7号区分 <u>21,700 円</u></p> <p>八 第8号区分 0</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第12条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第7条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地公法第27条第2項又は第28条第2項の規定による休職(業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、同法第29条第1項の規定による停職その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち次項に定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>一 第1号区分 <u>50,000 円</u></p> <p>二 第2号区分 <u>45,850 円</u></p> <p>三 第3号区分 <u>41,700 円</u></p> <p>四 第4号区分 <u>33,350 円</u></p> <p>五 第5号区分 <u>25,000 円</u></p> <p>六 第6号区分 <u>20,850 円</u></p> <p>七 第7号区分 <u>16,700 円</u></p> <p>八 第8号区分 0</p>

2～4 略

5 次に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、次に定める額とする。

一 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

6 略

一～二 略

附 則 (規程第7号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2～4 略

5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの(次号に掲げる者を除く。)第1項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる職員

の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額

二 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第4条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの前号

6 略

一～二 略